平成２１年（フ）第４１９号
静岡県浜松市南区長田町184番地の16
債務者　古橋　範彦
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６０号
熊本県鹿本郡植木町大字岩野438－４、住民票上の住所熊本市黒髪４丁目７番17号
債務者　林　千佳代
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午前11時40分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第２５９号
広島県福山市大門町３丁目26番12号　シティハイツふじＡ―202、旧住所広島県福山市千代田町２丁目９番17号　レオパレス千代田201
債務者　村上　博昭
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第９２１号
東京都多摩市一ノ宮４丁目11番地の１多摩川コーポ206
債務者　神山　　進
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第４５２号
静岡県浜松市北区三ヶ日町都筑500番地シャンボール浜名湖220号
債務者　平間　敬一
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月６日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１２５号
栃木県小山市扶桑２丁目８番16号　市営住宅５―298
債務者　大出由美子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第４９６号
静岡市清水区駒越南町５番45号　ハマスカハイツ101
債務者　上原　　敏
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５１１号
静岡市駿河区登呂５丁目４番29―５号
債務者　奥津　千明
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５６９８号
東京都江戸川区西一之江２丁目６－１
債務者　千葉　雪江（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５７２８号
東京都立川市上砂町４丁目38―６　山本貸家４号棟
債務者　小野寺寿々
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５７３２号
埼玉県草加市瀬崎町1747―202
債務者　木田　恵美（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０３号
東京都板橋区中板橋16番５号森田マンション201号室、旧住所東京都世田谷区桜丘２丁目６番７―105号
債務者　星川　吉子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２９５号
東京都三鷹市大沢４丁目20番５号
債務者　村主みどり
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第４２２号
静岡市清水区梅ヶ谷46番地の３　ファミール梅ヶ谷Ｂ棟202号
債務者　根本千恵子（旧姓大瀧）
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午前10時50分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４７８号
静岡県榛原郡吉田町片岡906番地の３、旧住所静岡県榛原郡吉田町川尻742番地の８
債務者　田平　　茂
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部